

第23回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

I. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）の第23回基準諮問会議（SAC）が、2008年11月13日と14日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SACメンバーである八木良樹日立製作所株式会社名誉顧問、辻山栄子早稲田大学商学大学院教授、オブザーバーとして金融庁より原寛之課長補佐が出席し、企業会計基準委員会(ASBJ)より又邊崇専門研究員が同席した。

なお、八木 SAC 委員のコメントと社団法人日本経済団体連合会から2008年10月14日に公表された「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」の要旨¹が、当日、席上配布された。

以下、会議の主な概要を報告する。

II. IASB の作業計画と覚書 (MoU) ²

Tweedie IASB 議長から、金融危機への対応を優先していることが述べられ、次いで、収益認識、財務諸表の表示、リース、負債と資本の区分、公正価値の測定、退職給付、法人所得税、ジョイント・ベンチャー、排出権取引、プライベート企業、保険、非金融負債（IAS 第37号）、経営者の説明、関連当事者の各プロジェクトについての進捗状況が説明された。

さらに、IASB ディレクターから、以下の2008年10月31日時点における作業計画表に基づき、詳細な説明が行われた。

	直近に公表された文書	公表予定					最終文書の公表予定	IASB-FASBの協力	
		2008 Q4	2009 Q1	2009 Q2	2009 H2	2010		MoU 注1	共同 注2
活動中の議題									
新基準及び主要プロジェクト									
共通支配下の取引							TBD		
連結		ED			IFRS			✓	✓
認識の中止			ED			IFRS		✓	✓
排出権取引					ED	IFRS			✓
公正価値測定ガイダンス	DP			ED		IFRS		✓	
資本の特徴を有する金融商品	DP				ED		2011	✓	✓
財務諸表の表示	DP					ED	2011	✓	✓

¹ “Future Directions of Accounting Standards in Japan- The Next Step Towards a Single Set of Accounting Standards - Executive Summary”（社団法人日本経済団体連合会ホームページ参照 <http://www.keidanren.or.jp/english/policy/2008/071.html>）

² 2006年2月、IASBとFASBは覚書(MoU)「IFRS及び米国会計基準のコンバージェンスのロードマップ—2006—2008年」を公表し、2008年9月には改訂版MoUを公表している。

報告事項（1）

	直近に公表された文書	公表予定					最終文書の公表予定	IASB-FASBの協力	
		2008 Q4	2009 Q1	2009 Q2	2009 H2	2010		MoU 注1	共同 注2
政府補助金等（注3）							TBD		
プライベート企業のためのIFRS	ED		IFRS						
法人所得税		ED				IFRS		✓	✓
保険契約	DP				ED		2011		✓
リース			DP			ED	2011	✓	✓
負債（注4）	ED				IFRS				
経営者による説明	DP		ED		CG				
退職後給付（年金を含む）	DP				ED		2011	✓	
収益認識		DP				ED	2011	✓	✓
基準の改訂									
年次改善 2007-2009	ED			IFRS					
年次改善 2008-2010					ED	IFRS			
廃止事業（IFRS 5）	ED			IFRS					✓
一株当たり利益（IAS33）	ED				IFRS				✓
金融商品：開示の強化（IFRS 7）	ED		IFRS						
IFRSの初度適用（IFRS 1）：追加の免除規定	ED				IFRS				
ジョイント・ベンチャー	ED			IFRS				✓	
関連当事者開示（IAS 24）	ED	ED			IFRS				
株式報酬：グループ企業による現金決済型の株式報酬取引（IFRS2とIFRIC11）	ED		IFRS						
概念フレームワーク（注5）									
フェーズA：目的及び質的特性	ED			最終章					✓
フェーズB：構成要素、認識					DP	ED	TBD		✓
フェーズC：測定					DP	ED	TBD		✓
フェーズD：報告企業	DP				ED		TBD		✓

報告事項（1）

	直近に公表された文書	公表予定					最終文書の公表予定	IASB-FASBの協力	
		2008 Q4	2009 Q1	2009 Q2	2009 H2	2010		MoU 注1	共同注2
フェーズ E: 表示及び開示									✓
フェーズ F: 目的及び地位									✓
フェーズ G: 非営利企業に対する適用									✓
フェーズ H: 残りの論点									✓
リサーチ									
採掘産業		DP					TBD		
金融商品（現行基準の置替え）（注6）	DP	AD RT	AG				TBD	✓	✓
無形資産（注7）							TBD		

略語について:

AD 議題決定（当該トピックの活動中の議題への追加）

AG アドバイザリー・グループ

CG ガイダンスの完成

DP ディスカッション・ペーパー

ED 公開草案

IFRS 国際財務報告基準(最終)

RT 円卓会議

TBD 未定

注:

1.このプロジェクトは、米国財務会計基準審議会（FASB）と IASB が基準設定のコンバージェンスを示すために達成することを合意したマイルストーンが示されている覚書（MoU）の一環である。

2.プロジェクトは、FASB との共同プロジェクトとして行われている。「ジョイント・ベンチャー」及び「退職後給付」は、FASB では取り組んではいないものの、いずれの場合も、IASB は関連する IFRS を改善することをコミットしている。

3.このプロジェクトの作業は、一時停止されている。

4.「負債」プロジェクトは、IAS 第 37 号の改訂案を取り扱う。

5.IASB と FASB は、プロジェクトの個々のフェーズが完了次第、その概念フレームワークの各章を改訂する。

6.IASB と FASB は、世界的な金融危機から発生した財務報告の問題点に関する円卓会議を開催する。財務報告の改善が金融市場への投資家の信頼の向上をどのように支援できるかを検討するためのアドバイザリー・グループも組成する。アジェンダの決定の前に、IASB と FASB は、ディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」に対する回答も検討する。

7.2007年12月、IASB は本プロジェクトを活動中の議題に追加しないことを決定した。

【議論の内容】

SAC メンバー（独会計士）から、連結プロジェクトの米国会計基準との関係が質問されたのに対し、IASB ディレクターからは「米国財務会計基準審議会（FASB）は、米国証券取引委員会（SEC）の要請を受けて、適格特別目的事業体（SPE）概念の削除等に早急に対応する一方、IASB は、金融安定化フォーラムの要請に対応して、連結に関する公開草案を 11 月末までに公表することを確約している³。米国での円卓会議では、量的テスト（期待損失テスト）をやめて、質的テスト（パワーとベネフィットに基づく支配テスト）のみにすべきとの意見で満場一致したということであり、これは我々の基準に近づいている。」と説明された。

「真のコンバージェンスのためには、国際財務報告基準（IFRS）と米国会計基準間で文言（wording）を統一する必要がある。」（スイス金融機関）との意見に対し、IASB ディレクターは「我々の目標は、文言(wording)を統一させることであり、例えば、「支配」（連結プロジェクト）の定義を統一させる。」と説明した。さらに、「金融資産の再分類（IAS 第 39 号「金融資産：認識及び測定」の改訂）については、表面上は米国会計基準と統一させているが、表面下では相違がいくつかある。高レベルでの原則と低レベルでの文言のコンバージェンスには大きなベネフィットがある」（スイス金融機関）との意見に対して、「IAS 第 39 号と米国会計基準とでは減損テスト等に相違があり、文言を同じにすることは不可能である。」（Tweedie IASB 議長）、「答えが同じでなければ同じ文言にはできない。コンバージェンスの議論を行っていない論点について、結論が異なれば文言も異なる。」（IASB ボードメンバー）との意見が述べられた。

さらに、「共通支配下の取引は、個別財務諸表において不可避であり、個別財務諸表についても欧州で IFRS を完全に採用するかどうかの重要な鍵であるため、共通支配下の取引に着手するというプロジェクト計画表に満足している。ディスカッション・ペーパーの目標はいつか。」（伊会計士）との質問に対して、Tweedie IASB 議長は「連結プロジェクトのスタッフは金融危機に対応しており、目標期日は決められない。」と回答した。

Ⅲ. 議題の提案

「金融商品の認識及び測定」と「料金規制産業」を活動中の議題に追加する提案について、SAC メンバーの見解が求められた。

1. 金融商品の認識と測定

(1) 現在までの作業

金融商品の認識と測定は、リサーチ・プロジェクトとして覚書 (MoU) に含まれている。MoU で示されている 2008 年の目標の 1 つは、「金融商品の会計基準に関する 1 つ以上のデュール・プロセス文書を公表すること」であった（本プロジェクトは 2008 年 9 月の改訂版 MoU にも含まれている）。

2008 年の目標に従って、IASB は 2008 年 3 月に、ディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」（金融商品 DP）を公表し、FASB も IASB のディスカッション・ペーパーを含めたコメント募集を公表した。

金融商品 DP は、金融商品の会計処理の改善と簡素化に関するいくつかの可能性のあるアプローチを示し、測定とヘッジ会計に焦点を置いている。2008 年 10 月の IASB と FASB

³ 公表予定は 12 月に変更されている。

の共同会議で、スタッフは受け取ったコメント・レター（157通）の要約を紹介した。

IASBは、2008年7月に、認識の中止に関するプロジェクトを活動中の議題に追加しており、今回提案されているプロジェクトは、金融商品の財務報告の他の側面を取扱っている。また、FASBは、IASBと共に金融商品に関するプロジェクトを活動中の議題に加えることを検討する予定であると発表している。

(2) IASBの金融商品DPのコメント・レター分析（アジェンダ・ペーパー3付録1）

	数
監査人	27
作成者	82
利用者	9
その他（学者、個人、団体、基準設定主体、規制当局が含まれる）	39
合計	157

【コメントの概要】

A：金融商品の財務報告の現行の規定に対する重大な変更のニーズ

- 作成者・監査人：大多数は、現行の規定が複雑で、ビジネスモデルに適合せず、より原則主義でなければならないとして、重要な変更が必要であると考えている。しかし、関係者の一部は重要な変更が必要であることに同意しない。簡素化された混合測定モデルを支持する関係者もいれば、金融商品は本質的に複雑であり、過度の単純化は金融商品の複雑性の公正な表現ではないという関係者もいる。
- 利用者：現行の混合測定モデルは分かりにくいだけでなく、一定の会計処理を達成する機会を与えるため、重要な変更の必要性が指摘された。

B：複雑性の論点を取り扱うアプローチ

長期的な解決：すべての金融商品を公正価値で報告

- 作成者・監査人：大多数は、金融商品に公正価値を求める長期的解決を支持しておらず、すべての金融商品に公正価値を求めることを支持しない。当該関係者は、トレーディング目的保有でないか、公正価値で管理されていない金融商品を公正価値で測定することは適切ではないと述べている。また、活発に取引されていない金融商品の評価の困難性や、全面公正価値への移行により、純利益に対して人為的変動性（artificial volatility）が付加されることを懸念している。
- 利用者：概して支持している。

中間的アプローチ1（カテゴリー数の削減）及び2（例外を伴う公正価値の原則化）

- 作成者・監査人：多くは中間的アプローチを支持しない。一部の関係者は、金融商品のカテゴリーの削減とカテゴリーの制約の廃止（アプローチ1）が複雑性を低減することに同意している。しかし、支持する方法はまちまちである（満期保有カテゴリーの廃止、満期保有カテゴリーから貸付金及び債権、又は売却可能資産への移行、トレ

ーディングと非トレーディングの区分)。例外を伴う公正価値測定原則への置き換え（アプローチ2）は、さらに複雑性を増加させるとして大多数が支持しない。

- 利用者：中間的アプローチ1及び2に対して強い支持はない。しかし、満期保有カテゴリーの廃止を支持し、かつ（又は）、例外を伴う公正価値原則化を支持する者もいる（例外によって、測定基礎を決める経営者の意図を制限することになることを前提）。

中間的アプローチ3（ヘッジ会計の簡素化）

- 作成者・監査人：大多数はヘッジ会計を廃止すべきでないと考え、部分ヘッジを認めるべきと考えている。しかし、当該関係者の多くは、キャッシュフロー・ヘッジと同様に、ヘッジ手段の損益を純利益の外で認識するモデルで公正価値ヘッジを置き換えることを支持する。
- 利用者：多くがヘッジ会計の簡素化プロジェクトを支持している。ほとんどが FASB の公開草案で提案されているように、個別リスクのヘッジ廃止を支持している。一部の関係者は、ヘッジを完全に廃止する中間アプローチを強く選好している。

C：その他

- 作成者・監査人：多くの関係者が、全面的な公正価値会計のアプローチを提案する前に公正価値を適切に定義し、公正価値測定プロジェクトを完成させる必要があると述べている。また、損益の表示とも関係するため、財務諸表の表示プロジェクトの完成も必要であると指摘している。
- 利用者：すべての関係者が、認識・測定のフレームワークとの関連で、表示・開示の包括的なフレームワークの重要性を指摘している。一部の関係者は、財務諸表の表示プロジェクトの完成、包括的な開示フレームワークの完成、公正価値測定のフレームワークの採用が、全面的な公正価値会計の必要条件であると指摘している。

2. 料金規制の影響に関する会計

本プロジェクトの目的は、料金規制者の行為の結果として認識される資産及び負債に関する指針を提供するために、IFRS 第4号「保険契約」や IFRS 第6号「鉱物資源の探査及び評価」と同様に、特定業種の基準を開発することである。

2008年1月、IFRIC は、規制機関又は政府による料金規制の結果として負債（又は資産）を認識することが可能か、あるいは認識すべきかを検討することを求められ、2008年5月のIFRIC会議では、プロジェクト計画が承認された。

スタッフの分析と提案は、11月のIFRIC会議資料に示されており、料金規制の影響に関する会計のプロジェクトをIASBの議題に追加するようにIFRICが提案すべきであるとスタッフは結論づけている。

【議論の内容】

（金融商品の認識と測定）

議題とすること自体は賛成されたものの、全面公正価値会計の方向性に対する懸念（辻山 SAC 委員、独会計士）、公正価値の支持について全員一致していない点が驚きであると

の意見（英アナリスト）、金融商品の再分類に対する要望（欧州委員会）等、様々な見解が述べられた。

金融商品 DP に対するコメント分析において、コメント回答 157 通のほとんどを占める作成者と監査人が例外を伴う公正価値測定への移行を支持していない一方、公正価値測定への移行に賛成している利用者からは 9 通しか受け取っていないとの指摘（豪金融機関）に対して、「コメント分析はまだ要約の段階である」（IASB ディレクター）「コメント・レターの数だけを数えるのは危険であり、利用者団体からの 1 通には数千人の個人の意見が集約されている」（IASB ボードメンバー）との意見が述べられた。

また、「最近の金融危機の影響で、経営者の視点と、利用者の観点からの公正価値とのバランスをどのように考えるか」（スイス金融機関）との質問に対し、IASB ディレクターからは「今回のアジェンダ・ペーパーは、議案の追加を提案しているものであり、選好するアプローチに関して強い意見はあるが、特定のアプローチを提案しているわけではない」との説明が行われた。Tweedie IASB 議長からは、金融商品の複雑性の低減の方向性について「基本的に、我々は何も決議していない。ディスカッション・ペーパーに選択肢が記載されている。」と説明された。

（料金規制の影響に関する会計）

正式な議題とすることについては、概ね支持された（イスラエル会計士、英会計士、伊会計士、カメルーン会計士）ものの、概念フレームワークプロジェクトとの横断的論点であり、資産及び負債の定義を見直す必要があるとの意見（英会計士、伊会計士）や、議題追加による IASB の負担超過や 2011 年という時期の制限を懸念する意見（独会計士、英アナリスト）が述べられた。これに対し、Tweedie IASB 議長からは「本プロジェクトでは、本格的な（full-fledged）基準を意図しておらず、一時的な（holding）基準であり、IFRIC スタッフにより作業される。一定の実務慣行が廃止されることになる。」と説明された。

【SAC 会議参加者のコメント】

（金融商品の認識と測定）

- 活動中のアジェンダに追加することには賛成する。しかし、金融商品 DP に対するコメント分析のアジェンダ・ペーパーでは、82 通の作成者と 9 通の利用者から回答があるとされている。作成者と監査人は、選択的例外を伴う公正価値測定の原則への移行を支持していない一方、利用者は公正価値を支持している。大多数のコメントが公正価値の原則を求めていることから、ボードはその方針を見直さないのか。（豪金融機関）
- 利用者から公式なコメントを得るのは難しいため、1 対 1 の会合、カンファランス・コールへの参加を行っている。また、アジェンダ・ペーパーのコメント分析はあくまでも「要約」であり、詳細なコメント分析は年内に利用可能となる。（IASB ディレクター）
- コメント・レターの数だけを数えるのは危険で、誤解を生む。我々は、コメント・レターからのインプットとその背景にある理由を検討するのである。また、利用者グループからの 1 通は、1 団体の包括的なものであり、それには数千の個人の意見が集約されている。一方、作成者からの 1 通は 1 社のものである。（IASB ボードメンバー）

- 金融商品会計基準を全面公正価値会計モデルに変更しようという試みは、1980年代から延々と続けられてきた。IASC時代の数次の公開草案、1997年のディスカッション・ペーパー、2000年のJWG proposalと続いた全面公正価値による基準の改定の試みは、これまで世界のコンセンサスを得ることができなかった。今回が最後のSAC出席になるが、2001年の会議の時も、JWG proposalに関して同じような議論がこの場であったことを思い出す。今回も、アジェンダ・ペーパー3の付録1のBにあるように、長期的な解決策としてすべての金融商品を公正価値で報告するアプローチについては、多くの作成者、監査人が反対している。
金融商品会計基準の簡素化と、世界的なコンバージェンスを遅らせている理由は、一部のボードメンバーやスタッフが、全面公正価値モデルによる基準開発にこだわるあまり、その他のアプローチによる基準の簡素化や工夫に乗り気ではなかったことにあると言っても過言ではない。
IAS第39号の複雑性は低減されるべきだが、それは全面公正価値モデルによるべきではない。現在の混合属性モデルにおける貸借対照表評価額は、業績測定との関連で相応しい属性という観点から選ばれた属性である。その結果として、貸借対照表の評価額が一つではなくなっている。つまり貸借対照表の評価額は業績測定の結果であって、貸借対照表の評価額だけによって業績が決まるとは考えられていない。すべてを公正価値で評価すれば、評価の複雑性は低減されるかもしれないが、その結果としての期間評価差額が、業績を適切に示すことにはならない。貸借対照表の評価額を一本化したいから、業績の見方も変えてしまうというのは、本末転倒である。（辻山SAC委員）
- 認識と測定の問題に関して、作成者が経営者の視点を選好し、利用者が公正価値を選好することには驚かない。最近の金融危機の影響で、経営者の視点と利用者の観点による公正価値とのバランスをどのように考えるのかIASBの意見を聞きたい。（スイス金融機関）
- 今回のアジェンダ・ペーパーは、議案の追加を提案しているものであり、選好するアプローチに関して強い意見はあるが、特定のアプローチを提案しているわけではないという点を強調したい。財務諸表がどのように報告されるべきかに関する作成者と利用者との間の適切なバランスについては、継続して貴重な意見を聞いているところである。（IASBディレクター）
- 公正価値の支持について全員一致していない点に驚いている。私の属するアナリスト会議では、提案されている中間的アプローチに熱心ではないが、多くが基礎的な論点のレビューを要求している。利用者は金融商品の複雑性の低減を要求しており、議題に追加することにはもちろん賛成する。（英アナリスト）
- このプロジェクトと概念フレームワークの測定プロジェクトはどのように関係するのか。重要な横断的論点である。また、ボードによると、結論はまだであるとしながらも、複雑性の低減のディスカッション・ペーパーではボードの目指す方向性は明らかである。しかし、公正価値の長期目標は所与ではない。未解決の議論である。（独会計士）
- 金融商品のプロジェクトを歓迎しており、金融商品の会計基準を理解し、適用するために簡素化は重要である。数多くのカテゴリーは複雑であり、再分類についてボード

は検討すべきである。ボードにとって、公正価値アプローチによってどのような結果となるのかを詳細に検討する機会である。（欧州委員会）

- 我々の基本スタンスは、会計基準設定主体は、独立の判断に基づき、技術・経験及びデュー・プロセスに従い、過度な政治的圧力がない場合に高品質な基準づくりが可能というものである。ヘッジ会計の簡素化には賛成するが、公正価値会計の長期目標については、この12月に正式なアジェンダとしてしまうと、市場が不安定である中、選択肢であってもそれ自体がメッセージ化され、政治や市場からの過剰な反応を招く恐れがある。むしろ、最近のIASBの基準変更の影響や、測定の議論を見極める必要がある。ただし、正式な議題とせずに議論すること自体は歓迎であり、むしろ、円卓会議やSACで議論してはどうか。（金融庁原課長補佐）
- 金融商品の複雑性を低減することは、適用を容易にすることと等しくなければならず、選択肢の削減が解決策として追加されていない。（保険監督者国際機構（IAIS））

（料金規制産業）

- 議題に挙げることに賛成するが、アジェンダ・ペーパーに基づく結論には先入観があることを懸念する。実務上、監査法人の結論は、負債を認識しないということである。（英会計士）
- 概念フレームワークにおける資産と負債の定義に先行して取り扱われる横断的論点である。このプロジェクトの議論を通じて、資産と負債の定義を再考することになると考える。（伊会計士）
- 規制下にあるビジネスとそうではないビジネスの双方を抱えている企業があるため、対象は、規制企業全体なのか、オペレーションなのか明確でない。また、ペーパーでは、料金規制者の行為の結果、資産及び負債が認識されることが既に決まっているように記載されているが、今後、議論すべきである。（SEC）

IV. 信用危機

1. 金融安定化フォーラムの提言

2008年4月、金融安定化フォーラムは、市場及び制度の強靱性の強化に対する提言を行う、7カ国(G7)財務大臣・中央銀行総裁会議に対する報告書を公表した。本報告書は、IASBを含む、主要な国際機関及び主要な金融センターの各国当局による協力の成果である。本提言のうち、3つが財務報告の強化に関連しており、信用危機に対するIASBの対応の中核となっている。

(1)オフバランス・シート：IASBは、オフバランス・ビークルに対する会計・開示基準を加速度的に改善するとともに、国際的なコンバージェンスに向けて、他の基準設定機関と協力すべきである。

対応：IASBには、オフバランス・ビークルに直接関連する進行中のプロジェクトとして、連結と認識の中止がある。両プロジェクトは、IASBとFASBの覚書（MoU）に記述されている。IASBは、プロジェクトの完了を加速させるため、両プロジェクトを優先させている。IASBは、連結に関する提案をコメント募集のために11月に公表することを予定していた。また、IASBは、金融資産の認識の中止に関する提案も開発しており、2009年第1四半期に公開草案を公表する予定である。

(2)流動性の低い市場での公正価値：IASBは、市場が活発でなくなった場合における金融商品の価格評価に関するガイダンスを拡充する。これに向けて、2008年中に専門家による諮問パネルを設立する。

対応：2008年5月会議において、公正価値測定プロジェクトの一環として、IASBは専門家諮問パネルを組成する計画を公表し、本パネルは7回会合を行った（最近は10月10日）。10月31日、専門家諮問パネルの議論の結果として、市場が活発でなくなった場合の公正価値測定の適用に関する教育ガイダンスが公表されている。

また、9月30日、SEC及びFASBのスタッフにより、米国財務会計基準書（SFAS）第157号「公正価値測定」の明確化が行われた。

(3)開示：IASBは、評価、評価手法及び評価に伴う不確実性に関する開示を向上させるべく、基準を強化する。

対応：IASBは、関与するオフバランス・ビークルに対する金融商品から発生するリスクに対するエクスポージャー及び潜在損失を反映する企業の開示情報を保証する基準の有効性を評価するために（連結プロジェクトの一環としても含め）、IFRS第7号「金融商品：開示」の見直しを行った。IASBは、10月15日に公正価値測定及び流動性リスクに関する開示の拡充を提案する公開草案を公表している。

2. 信用危機に対するその他の対応

IASBは、以下のような対応を行っている。

- 米国 FASB と共同での国際的な諮問グループの組成
- アジア、ヨーロッパ及び北米での公開円卓会議
- 米国会計基準と IFRS と平仄を合わせるために、一定の金融商品の再分類の可能性を認める
- 米国の 2008 年緊急経済安定化法や国際的な他の類似のプログラムにより生じ得る資産及び負債の評価に対するインパクトの検討
- 信用危機における会計の影響に関する研究への積極的参加

【議論の内容】

改訂 IAS 第 39 号「金融資産の再分類」の公表の経緯に関して、Tweedie IASB 議長から、金融商品の会計処理について米国よりも不利と感じている欧州の政治的圧力があり、最大の利用者である欧州がカーヴアウト（carve-out）する絶体絶命の状況に陥り、変更せざるを得なかったことが説明された。

デュー・プロセスの回避により改訂 IAS 第 39 号が公表されたことを懸念する意見（八木 SAC 委員、金融庁）や、政治的圧力は排除すべきとの意見（アルゼンチン会計士）が表明されたのに対し、カーヴアウトの危機を背景とするとやむを得ないとの意見（Carvalho 議長）も述べられた。IASB ボードメンバーからは、「カーヴアウトを回避した結果、投資家に有用な情報を提供していない。投資家に有用な情報が提供されなければ、将来誰もその会計基準を使うことはないであろう。」との意見や、「デュー・プロセスの停止は二度と起こってほしくない。デュー・プロセスの停止は我々の信頼を損なうものである。」（山田 IASB 理事）との意見が述べられた。

また、プルデンシャル当局の規制と財務報告とは区別して検討すべきであるとの意見（英会計士、IASB ボードメンバー）が述べられた。

【SAC 会議参加者のコメント】

- デュー・プロセスの停止や、遡及適用を認めたことを懸念。基準設定主体の信頼は公正なデュー・プロセスに準拠しており、そのプロセスを止めれば、信頼は損なわれる恐れ。政治的な圧力についても、これ自体を否定するのではなく、政治的な圧力を受け止めつつ、これに対して適切に対処することが必要。また、今回のデュー・プロセスを欠如した基準がどの程度市場に影響を与えたのかに関する調査も求めたい。（金融庁原課長補佐）
- 今日の世界的な信用危機の中、会計基準が市場の安定化に果たす役割は少なからずあると考える。会計基準が今回の信用危機の直接的な要因ではないにしても、公正価値会計に過度に傾倒し、保守的な会計慣行が軽視されていたことについて反省されるべきである。債券の保有目的区分の変更が、恣意的な会計処理につながるのではないかと懸念があるが、今回の信用危機に対して世界の市場が協調し、迅速な対応をとることが最も重要だと考える。
しかしながら、今回の信用危機に対する IASB の対応につき、若干懸念を有する。今回、緊急だったとはいえ、IASB は 10 月 13 日、協議や公開草案の公表など必要なデュー・プロセスを経ずに金融商品の区分変更に関する修正を公表した。このことが、世界中で使用される IFRS の策定主体として相応しいのか、疑問を持たざるを得ないが、今後の悪い例とならないでほしい。（八木 SAC 委員）
- デュー・プロセスの問題を別にすれば、金融商品会計との関連で、少し述べておかなければならないことがある。この問題は単なる米国会計基準とのイコール・フィッティング（対等な競争）のためという理由だけで片付く問題ではなく、米国会計基準自体に合理性があるか否かが問題である。債券に関わる部分については IFRS の規定より、米国会計基準の方がより合理性があると思う。つまり債券の時価が満期償還額より下がった場合、保有者が満期まで保有できる蓋然性が高く、かつ債券発行者が償還に応じられる能力があるのであれば、時価で換金せずに満期保有に目的変更することは、むしろ合理的な判断であり、その場合の最大損失は、満期保有償還額をベースにした償却原価を基礎に計算されるというのは、合理的な考え方だ。
この問題は、金融商品の合理的な評価額は、経営者の意図を抜きには決まらないということを示す典型例であり、会計基準のコンバージェンスを進める上でも、この問題は重要な示唆に富んでいると思う。会計基準というのは、危機の時代に有効に機能してこそ、質の高い基準だと言える。（辻山 SAC 委員）
- IASB と規制当局とが共同作業を行うことには同意するが、プロシクリカリティ（pro-cyclicality）は、プルデンシャル当局の問題であり、財務報告とは区別して検討すべきである。（英会計士）
- ここ数か月の異常な状況を背景に、IASB が危機対応に対し迅速に対応していることを歓迎する。今後、IASB と FASB 共同で進める公正価値測定のガイダンス等への取

り組みを歓迎する。また、プルーデンス上の問題についても、市場の安定を目指し、プルデンシャル当局と協調して取り組みを進めるべきである。（欧州委員会）

- カーヴアウトの脅威は、規制当局の圧力によるものであり、IAS 第 39 号の変更は規制当局の圧力で行われたという印象があることに困惑している。しかし、今回の動きは、規制当局のイニシアティブではなく、産業界からの要請によるものである。（保険監督者国際機構（IAIS））
- アルゼンチン危機において、銀行規制当局が圧力をかけて原価主義を維持したのは誤った解決策であった。この教訓は、政治的な圧力は排除し、会計基準のフレームワークに基づき解決策を図るべきということである。（アルゼンチン会計士）
- （金融資産の再分類に関する）10月の決議は、非常に強い脅迫によってなされたものであり、財務報告の品質を向上させるために行われたものではない。財務報告の目的と金融安定化の目的は異なるが、プルデンシャル当局とは協力して進めることに同意する。（IASB ボードメンバー）
- 今回のデュー・プロセスの停止は、欧州連合のカーヴアウトが実際の最も大きな危機であったことが背景にある。SAC 議長ではなく、ブラジルのメンバーとして今回の改訂はやむをえなかったものと理解している。（Carvalho SAC 議長）
- カーヴアウトを回避した結果、投資家に有用な情報を提供していない。投資家に有用な情報が提供されなければ、将来誰もその会計基準を使うことはないであろう。（IASB 理事）
- 最近の金融危機の原因が会計基準にはないことは多くの人が承知している。規制当局のルール（自己資本比率）が機械的に会計上の金額と結びついている点が問題である。プルデンシャル当局がマクロ経済の影響を取扱い、我々は財務報告を取扱うべきである。（IASB 理事）
- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、本日、保有区分の振替に関する審議を行い、公開草案を公表することを決定した。我々（IASB）と異なり、デュー・プロセスを実施し、しかも、2010年3月31日の時限条項を設けているという点で、我々よりも賢いと言えるだろう。今回のデュー・プロセスの停止の経験は、私の人生で最も厳しいものだった。デュー・プロセスの停止は二度と起こってほしくない。デュー・プロセスの停止は我々の信頼を損なうものである。欧州委員会は、10月27日付のレターにより、IAS 第 39 号の改訂を再度求めているが、デュー・プロセスの回避を再度求めることで、IASB を破壊しようとしているのか。（山田 IASB 理事）
- （マクロ経済の影響と規制当局の関係が議論されていることに対応して、）個人的な意見では、基準設定主体、又はプルデンシャル当局が、マクロ経済の影響だけを解決するための規則を定めなければならないことにはならないと思う。マクロ経済は循環するものである。（バーゼル委員会）
- 我々は、高品質の単一の基準作りを目指していることを再確認したい。デュー・プロセスを省略したのは、本当に時間がなかったからである。今後はデュー・プロセスを確保する。一方で将来については、専門家諮問パネルによる報告書を踏まえた検討が行われなければならない。今後、円卓会議などを通じて、喫緊の課題を把握することに努めたい。また、米国基準とは差異があり、米国とは本当のレベル・プレイング・フィールド（level playing field）にはなっていない。次の段階で、同じ基準にするために米国と作業しなければならない。（Tweedie IASB 議長）

V. 概念フレームワーク

1. プロジェクト計画の概要

本プロジェクトは、改善された共通の概念フレームワークを開発するための IASB と FASB の共同プロジェクトである。プロジェクトは 8 つのフェーズに分けられ、両審議会は、以下のようにプロジェクトを 8 つのフェーズに分けて、検討している。

	トピック	現状	次の文書の時期
A	財務報告の目的及び質的特性	寄せられたコメント・レターの分析中。再審議を 2009 年より開始する。	2009 年 Q3 に最終章
B	構成要素、認識及び認識の中止	審議中。	2009 年末に DP
C	測定	審議中。	2009 年後半に DP
D	報告企業	寄せられたコメント・レターの分析中。再審議を 2009 年より開始する。	2009 年 Q3 に ED
E	表示と開示（財務報告の境界を含む）	スタッフの初期の作業が開始された。両ボードはいつ審議を開始するか決めていない。	未定
F	概念フレームワークの目的及び公正なる会計慣行のヒエラルキーの位置づけ	活動していない。	未定
G	非営利セクターへの適用	モニタリング調査が IPSASB を含めたその他の各国基準設定主体（NSS）によって行われた。	未定
H	その他の論点	活動していない。	未定

2. どのようにフレームワークを発効させるべきか（アジェンダ・ペーパー 6A）

目的及び質的特性に関する公開草案、報告企業に関するディスカッション・ペーパーに対する回答者の大半は、IASB がフレームワークの各章を完成させるごとに公表する（発効させる）ことを提案したことに懸念を示した。多くの回答者は、関係者が改訂後フレームワーク全体に対してレビューとコメントができるよう、プロジェクトのすべての章が完成した後に、IASB が単一の公開草案を公表すべきであると主張している。

改善されたフレームワークの章を完成するごとに公表することに対する懸念は、新たな章と既存のフレームワークの他の部分との間の不整合を招く可能性である。例えば、質的特性の章が確定される場合、新たなフレームワークにおける質的特性として、「表現の忠実性」が「信頼性」に置き換わるため、既存のフレームワークの「信頼性」を参照することは無効となる。こうした懸念は一見したところ、適切な必然的改訂を行うことで克服できるように考えられる。

一部の回答者は、両審議会がある章を公表した後は、後の決定とは関係なく、その章での決定を再検討することに消極的になることを懸念した。

フレームワークの各章を、それが完了したものとして公表することの利点は、ボードメンバーが、新たな会計基準の開発の際に最新の考え方を使用することができるかもしれないということである。例えば、目的と質的特性の公開草案で提案された質的特性を両審議会が承認した場合、両審議会は信頼性に代えて表現の忠実性という用語を使用することができるかもしれない。

スタッフは、両審議会と関係者がそれぞれ異なるフレームワークを適用することができるかどうか、つまり、両審議会は新たなフレームワークの新たな章を含めたアップデート

されたフレームワークを適用し、関係者は既存の「フレームワーク」を適用することも検討した。しかしながら、IASB のフレームワークの複数のバージョンが存在することは、誰にとっても分かりにくいことになるため、この選択肢は却下された。

3. フェーズ B：資産と負債の定義案

すでに識別されている欠陥及び提案されている変更に基づいて、両審議会は資産及び負債の定義案を開発している。検討したこれまでの定義案と比較すると、この資産と負債の定義案は 1 組とし、適切となる場合には並列的な組み立てとしており、お互いに対応する用語を用いている。両審議会は 2008 年 10 月に討議した次の定義案について意見を求めている。

企業の「資産」とは、他者が保有していない権利又はその他のアクセスのいずれかを企業が保有している現在の経済的資源をいう。	企業の「負債」とは、企業が債務者である現在の経済的義務をいう。
(a)「現在の」とは、財務諸表の日付時点で、経済的資源が存在しており、かつ他が保有していない権利又はその他のアクセスを企業が有していることをいう。	(a)「現在の」とは、財務諸表の日付時点で、経済的義務が存在し、かつ企業が債務者であることをいう。
(b)「経済的資源」とは、希少で、単独、又はその他の経済的資源と合わせて、直接的に、又は間接的に資金インフローを創出する、又は資金アウトフローを減少させるものをいう。契約及びその他の拘束力のある取り決めから生じる経済的資源は、リスク保護を介してなど、経済的資源の提供を要求する無条件の約束及びその他の能力をいう。	(b)「経済的義務」とは、リスク保護を介してなど、経済的資源を提供する、又は引き渡す無条件の約束又はその他の規定をいう。
(c)「他者が保有していない権利又はその他アクセス」により、企業は経済的資源を使用することができ、他による使用は排除される、又は制限される。他が有していない権利又はその他アクセスは法的又はその他手段により強制力を有している。	(c)企業は、企業が経済的義務を負うことを要求され、経済的義務を負う要件が法的又はその他手段により強制力を有している場合に「債務者」となる。

ある項目が資産及び負債の定義案を満たすものであるかどうかを確認するために、ブレイクアウト・セッションにおいて、あるグループには、付録 A の項目に資産の定義案が適用するかどうかについて討議してもらい、他のグループには、付録 B の項目に負債の定義案を適用するかどうかについて検討してもらうこととされた。

付録 A—これらの項目は資産の定義案を満たすか。

- (1) 銀行預金及びその他預金
- (2) 売掛金
- (3) 潜在的顧客への将来の割引の申し出
- (4) 大手企業による、契約は存在していない将来の販売

- (5) 原材料棚卸資産、有形固定資産、土地の自由保有権
- (6) 不動産リース
- (7) 機械の保証
- (8) 空気
- (9) 特許取得前発明
- (10) 内部作成顧客リスト
- (11) 確立している顧客関係
- (12) 締結済非競合契約
- (13) スタジアム命名権（付与企業の観点から）
- (14) 更新条件を伴う保険契約
- (15) 訴訟－200X年6月30日に、企業は他の当事者に対する損害賠償請求書類を提出している。
- (16) その他

付録B－これらの項目は負債の定義案を満たすか。

- (1) 預金者の銀行当座貸越
- (2) 買掛金
- (3) 任意の従業員賞与
- (4) 大手企業による将来の購入
- (5) 機械に付けている保証
- (6) 非競合契約の締結
- (7) 法律の遵守
- (8) とうもろこし購入先物契約
- (9) 返金－顧客への返金を定めた文書による方針又は文書にはなっていない方針
- (10) 従業員削減計画又は商品リコールの公表
- (11) 確定前従業員給付（回避は任意となる）
- (12) 目的適合－法律により照明器具は最低でも1000時間稼働しなければならない。稼働しない場合には、販売業者は修理又は交換しなければならない。ある企業が照明器具を販売する。
- (13) 環境整備－法律により、10メートル以上の坑道は2020年12月31日までに完全に埋め戻さなければならない。もしそうしない場合には当該鉱山事業者には罰金が課せられる。2008年12月31日時点で鉱山事業者は5メートルの深さの坑道3本と16メートルの深さの坑道を2本有している。
- (14) 異物混入ハンバーガー－法律により、ベンダーは異物混入ハンバーガーを購入した各顧客に補償しなければならない。財務諸表日付時点でベンダーは1個のそうしたハンバーガーを販売していた。
- (15) 訴訟－200X年6月30日時点で、企業は別当事者による損害賠償請求書類を提出されていた。企業はそうでなければ、過去の不正行為を認識することはない。
- (16) その他

【議論の内容】

（プロジェクトの進め方について）

ドイツの基準設定主体から、IASB と FASB は新たなフレームワークの新たな章を含めたアップデートされたフレームワークを適用し、作成者は新たなフレームワークが完成するまで既存のフレームワークを適用するとの提案がされていたところ、アジェンダ・ペーパーの記載では、分かりにくいという理由で却下された点に関して、「簡単に却下されたことに驚いており、少なくとも私には分かりにくい。」（独会計士）との意見が述べられた。これに対して IASB ボードメンバーからは「2つのフレームワークを持つことは理解できない。ピース・ミール・アプローチをとる場合、新しいフレームワークが古いフレームワークと置き換わる。」「ヒエラルキーのための古いフレームワークと基準設定主体のための新しいフレームワークを持つ考えは魅力的である」と賛否両論の意見が述べられた。

また、「フレームワークが改善される場合、最新のフレームワークで基準が書き換えられることは、理解しがたいことではない」（豪金融機関）「ピース・ミール・ベースでも、完成後に見直すならば問題ないが、見直さなければ問題となる。」（欧州産業連盟）「ピース・ミール・アプローチとすべきではない。しかし、概念フレームワークの開発には長い年月がかかることも否めない。したがって、一部ずつを承認しながら進めたいということであれば、その承認はあくまでも暫定的な承認という位置付けにし、後の概念フレームワークの進捗に合わせて、随時改訂していくべきである。」（辻山 SAC 委員）との意見が述べられた。

（資産及び負債の定義案について）

SAC メンバー及び IASB ボードメンバーが 3つのグループに分けられて、資産及び負債の定義案の議論が行われた後、それぞれのグループの代表がグループでの議論の内容を報告した。

資産の定義を検討した第 1 グループからは、自己創設のれんが資産の定義案に適合するかどうか主に議論され、認識と測定を取扱わずに資産を定義づけることは困難であり、自己創設のれんは、資産の定義を満たさないとのグループの意見が報告された。この報告を補足して、辻山 SAC 委員からは、「自己創設のれんは会計上の資産には含められるべきではないという意見が多数派だったが、そのような議論がないまま、定義だけを提案して、これで良いかどうかを問うのは、議論の順序が逆である。」との意見が述べられた。

負債の定義を検討した第 2 グループからは、債務者の法律的な定義では、経済的な負債を得るには狭すぎることで、各国における特有の法律の有無によって、負債を認識するかどうか左右されるため、比較可能性に問題があること、ビジネスリスクと負債との境界線が、負債の定義で解決されないことが報告された。

負債の定義を検討した第 3 グループからは、異物混入ハンバーガーについては、年間 10 億個を生産する場合には可能性が高くなること、完璧なハンバーガーを生産することを顧客と契約する場合と完璧なハンバーガーを生産するという法律の場合とでどのように異なるか、資産の定義との対称性の観点から、負債の定義で「債務者」が本当に必要なのか、あるいは重複するのか、IFRIC 第 6 号「特定市場への参加から生じる負債－電気・電子機器廃棄物」に基づいて、経済的債務の意味等が議論され、新しい定義について賛成する者もいれば、古い定義で満足している者もあり、時間的制約もあって、グループでは明確な結論は得られず、新しい定義は十分な支持が得られなかったことが報告された。

【SAC メンバーのコメント】

- アジェンダ・ペーパーに記載されているように、両審議会が新たなフレームワークの新たな章を含めたアップデートされたフレームワークを適用し、関係者は既存のフレームワークを適用するというドイツの基準設定主体の提案が、分かりにくいとの理由で簡単に却下されたことに驚いている。この提案は、私にとっては分かりにくい。この提案には、フレームワークが完成するまで、用語を整合させるためにすべての会計基準を変更する必要がないという利点があるので、再考をお願いします。（独会計士）
- 前の SAC 会議でも同じことを述べが、概念フレームワーク（FW）のような非常に抽象度の高い議論においては、章ごとに確定していく **piece-meal-approach** は非常に危険だ。第 1 章と第 2 章において合意されたことが今後の認識と測定フェーズにどのように影響するのかということをしちんと吟味しないで、ここだけ切り放して是非を議論することはできない。

その意味で、アジェンダ・ペーパー 6A に示されている多くの回答者のコメントは当然のことであると思う。ボードは是非この意見を尊重して欲しい。

例えば、このフレームワークの中では自己創設のれんは資産の定義に含まれるのか。もし含まれるとしたら、それは認識測定されるべきだろうか。もし定義に含まれていても認識測定されるべきではないとしたら、それは FW のどのようなメカニズムを通じて認識測定から外されることになるのか。「会計上」の資産の適切な定義は、認識測定と完全に切り離して判断することは出来ない。

とは言え、概念フレームワークの開発には長い年月がかかることも否めない。したがって、一部ずつを承認しながら進めたいということであれば、その承認はあくまでも暫定的な承認という位置付けにし、後の概念フレームワークの進捗に合わせて、随時改訂していくべきである。（辻山 SAC 委員）

（資産の定義に関するグループ・ディスカッション）

- 提案されている定義が適切なものであるのか否かを議論する前に、まず会計上の資産にはどのようなものが含まれるべきかということに関するコンセンサスを形成するのが先決である。そのコンセンサスがないうまま、定義の適切性を論じることはできない。例えば、我々の議論グループでは、自己創設のれんは会計上の資産には含まれるべきではないという意見が多数派だったが、そのような議論がないまま、定義だけを提案して、これで良いかどうかを問うのは、議論の順序が逆である。会計上の資産の定義を論じる場合には、まず「定義」の役割、つまり会計上の認識測定と定義との境界に関する理解を共有しておく必要がある。会計上の資産の定義は、世の中に無数に存在する資産のなかでどこまでを会計情報の対象にすべきかということの問題にしているのであって、資産一般を定義しようとするのではない。（辻山 SAC 委員）

VI. 解釈活動—IFRIC 及び年次改善

IASB ディレクターから、IFRIC の活動報告と年次改善についての状況報告が行われた。

SAC メンバー（独会計士）から、年次改善の説明として「必要だが、緊急でないもの」の意味が質問されたのに対して、IASB ボードメンバーからは、「年次改善プロジェクトは、通常と全く同じデュー・プロセスに従うものであり、相違点は、年次改善の場合、事務手続を省略し、審議に 2・3 年もかからないような複雑でない項目に関する議題提案と一緒に

行うため、形式的なアジェンダ・プロセスを踏まないことである。」との説明が行われた。

Ⅶ. オーストラリアの IFRS 実施調査

SAC メンバーであるオーストラリアの Judith Downes 氏から、「グループ 100」(G100) に所属する企業の IFRS 実施に関するアンケート結果について、紹介された。調査は、G100 メンバーのうち 85 社に質問状が送られ、36 社から回答された。

主な調査結果は以下のとおりである。

- 回答者は、米国会計基準と比較して IFRS のプリンシプル・ベースのアプローチに好意的であり、コンバージェンスにおいてこの点は保持されるべきであると指摘した。
- 大多数の回答者は、IFRS の少なくとも 1 つの分野が企業に対してネガティブな影響を与えたと指摘した。最も多い回答は IAS 第 32 号及び第 39 号のヘッジの規定であった。
- すべての回答者が IFRS によって費用の増加を記録したが、このほとんどは最初の移行の結果としてであった。より小さなレベルでの継続的な費用及び遅延は、基準の複雑性の増加及び外部アドバイザーが世界中に相談する必要性から、まだ発生している。
- 40%を超える回答者は IFRS 適用の結果、事業（主にヘッジの有効性、リスク管理、企業結合の経済的リターンの分野）がより良く理解できるようになったと指摘した。
- 大多数の回答者は、IFRS が財務諸表の利用者にとって役立つような不当で複雑な開示につながっていると指摘した。
- 解釈や改訂を取扱う IASB のプロセスは効果的であると大多数の回答者は考えている。
- すべての回答者は IFRS の適用は費用がかかったと指摘しているが、大多数は移行による便益も指摘している。

【議論の内容】

IASB ボードメンバーから、89%の回答者が金融商品（IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IAS 第 39 号）、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、退職後給付会計の給付建制度の開示について、IFRS が財務諸表利用者に役立つような不当で複雑な開示が求められているとの指摘に関して詳細な説明が求められたのに対して、Downes 氏は「調査では詳細を質問しておらず、総じて我々が聞いたことであり、これは IFRS 第 7 号の最初の適用に対する反応である。市場リスクや信用リスクの開示は新規のものであり、非金融企業にとっては、場合によって非常に困難である。」と説明した。また、他の IASB ボードメンバーから「開示に関して、基準設定主体としては、できるだけ多くの開示を提供し、洗練された利用者に必要な情報を選択してもらうべきか。」との質問に対して、Downes 氏は「容易ではないが、継続的に見直すことが必要」と回答した。

また、「オーストラリアの監査報告書では、オーストラリアの IFRS と IASB の IFRS のいずれに準拠していると言っているのか。」（米 SEC）との質問に対して、Downes 氏は「会計基準は法律とされており、両方に言及せざるをえない。」と回答した。

さらに、「完全に IFRS と同一であるとのことだが、他方で、オーストラリアでは法律としているために審議が必要であり、ここから生じる時間差の問題にどのように対処しているのか。」（金融庁原課長補佐）との質問に対して、Downes 氏からは「指摘のとおり、確かにオーストラリアの財務報告審議会（FRC）で審議をしなければならない。しかし、なるべく早く審議を進めるようにしている。」と説明された。

Ⅷ. 評議会とのセッション

Zalm 評議会議長から、「最近の取り組みとして、プルーデンス当局であるバーゼル委員会とともに、規制当局の問題と会計の問題の相互関係から生じるプロシクリカリティ等に関する検討を進めているが、会計基準は、基準設定プロセスにおいて政治問題化すべきではないと考えている。」との説明があった。また、10月に開催された北京の評議会会議において、金融商品の再分類の改訂に係るデュー・プロセスの停止に合意した点に関して、評議員から、「10月にEUからカーヴアウトをすとの強い圧力を受けたことを踏まえ、特に第3四半期における財務報告において欧米間のレベル・プレイング・フィールドを至急構築する必要があるとのIASB議長からの要請を受け、本来望ましくなかったが、デュー・プロセスを停止した。これは、実利を踏まえた判断だったと考えている。」との補足の説明が行われた。

また、定款見直しにおいて、モニタリング・グループは、IFRSに関係する広範な地域の代表でなければならず、米国・欧州・日本に集中してはならないこと、また、投資家団体から投資家の代表を含めるように求められていることが説明された。

【議論の内容】

モニタリング・グループの役割が明確でなく、評議会とモニタリング・グループとの間の覚書(MoU)で明確に規定されることを期待するとの意見(八木SAC委員)に対して、Zalm 評議会議長から「MoUの問題は、定款の最終化と同時に取り扱おうとしており、その際に明確にする。」との説明が行われた。

また、IASBからSACに対するフィードバックを求める意見(独会計士)や、デュー・プロセスの停止が二度と起こらないことを望む意見(英アナリスト)が示された。

【SACメンバーのコメント】

- 定款見直しについては、前回のSACでも意見を述べた。日本経団連も昨年9月に国際会計基準委員会財団(IASCF)にコメントを提出している。今の定款案では、誰が誰に対してどの程度の監視機能を持ち、誰が会計基準設定プロセスに対する監督能力を有するのかが不明確である。これらの点が評議会とモニタリング・グループとの間の覚書(MoU)で明確に規定されることを期待する。(八木SAC委員)
- SACの効率性に関して、SACメンバーはボードに対してどれだけの影響を与えているのかわからない。ボードからSACに対するフィードバックを正式化しないのか。(独会計士)
- デュー・プロセスの停止が二度と起こらないことを望む。IAS第39号と米国会計基準に相違があるため、政治家がレベル・プレイング・フィールドをスローガンとしているが、レベル・プレイング・フィールドは、適切なコンバージェンスによって保つことができるものである。(英アナリスト)
- 最近のIASCF側のガバナンス改革や金融危機対応を評価。会計基準には、2つの公正性、すなわち会計基準は、企業実態の公正な表現に資するものでなければならず、これを担保するための公正なデュー・プロセスが必要。我が国は2011年までのコンバージェンスの作業を加速させており、かつIFRSの利用に関する公式な議論も開始

している中で、モニタリング・ボードの一候補として貢献したい。（金融庁原課長補佐）

IX. プライベート企業のための IFRS

プライベート企業の基準を担当している Paul Pacter 氏（IASB ディレクター）が、公開草案の再審議での IASB の主な決議を報告し、IASB が検討すべき残りの論点を確認した。SAC メンバーに対する質問は以下のとおりである。

質問 1 プライベート企業のための IFRS は、完全な IFRSs から簡略な選択肢だけを認めるべきか、それとも完全な IFRS でのすべての選択肢を認めるべきか。

質問 2 すべての選択肢を認め、かつ、プライベート企業のための IFRS 自身に含める場合、プライベート企業のための IFRS に複雑な選択肢をどのように織り込むべきか。セクションごとか、あるいは、別冊の付録としてか。

質問 3 簡略な選択肢のみを認めるべきとしても、セクション 11「金融資産及び金融負債」の代わりに IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号を使用するという特別の選択肢を設けるべきか。

質問 4 残った技術的な論点（法人所得税・株式報酬・給付建年金債務）について、SAC メンバーはどのように考えるか。

質問 5 あなたの国で採用をする見通しについて教えてほしい。

【議論の内容】

質問 1 については、簡略な選択肢だけを認めるべきとの意見が多く述べられた（英会計士、八木 SAC 委員、イスラエル会計士、伊会計士、カメルーン会計士等）。

【SAC メンバーのコメント】

- （質問 1 について）多くのプライベート企業が完全な IFRSs を適用できるとは考えにくい。簡略な選択肢だけを認めるのが適当ではないか。
（質問 5 について）日本では、現在、IFRS の採用に向けて検討が進められているが、法人税との調整などの課題もあり、IFRS の適用は、上場企業の連結財務諸表のみにとどめる方向で検討される予定である。日本の経済界の考え方は、配布した日本経団連の提言を参照願いたい。（八木 SAC 委員）
- 完全版 IFRS を参照せず、また完全版 IFRS へ復帰しない、簡略な 1 つの選択肢を支持する。質問 5 については、イタリア及び EU 諸国で当該基準が採用される条件は、基準の質が低下しないこと、法律である EU 指令に完全に一致することである。（伊会計士）

X. 終わりに

今回で SAC メンバーの任期は終了し、八木 SAC 委員及び辻山 SAC 委員にとって、最後の SAC 会議となった。また、Nelson Carvalho 氏に代わって Paul Cherry 氏が 2009 年 1 月 1 日から 3 年間、SAC 議長を務めることとなり、SAC 新メンバーも近々発表されると公表されている。

以上